

## ＜主な論点＞

(2)「栄養管理」を保険給付の対象とする場合、具体的にどのような点に配慮すべきか。

### 1. 基本的な考え方

○ 介護保険施設における「栄養管理」については、次の4つの点から介護報酬上評価することとし、「施設介護サービス費」の加算として対応することが考えられる。＜参考資料3＞

#### ①栄養管理体制加算

管理栄養士又は栄養士の配置を行った場合に加算。

#### ②栄養マネジメント加算

常勤の管理栄養士を配置し、医師、管理栄養士等が多職種協同により利用者ごとに栄養状態をアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価等を行った場合に加算。

#### ③経口移行加算

経管により食事を摂取している利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に加算。(※)

※ 180日を限度とするが、経口摂取が行われている場合は、180日を超えても引き続算定することができる。

※ また、経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、摂食機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価され、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が行われた場合については、算定することができる。

#### ④療養食加算

医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合に加算（経管栄養のための濃厚流動食は対象外）。

○ また、「栄養ケアマネジメント」の実施を踏まえ、従来必要とされてきた「帳票書類」の削減を行うものとする。

### 2. 審議会における主な意見

- 食費の負担が増えるということになれば、それに伴うサービスの質の改善が求められる。そういう意味では、現行の「低栄養状態」の改善という方向性を明確に打ち出すことが重要である。
- 「栄養管理」の実現のためには現在の人員配置では十分でないので、体制の充実も考慮すべき。
- 実際の現場では、栄養管理を多職種協働で行うにしても、最低一人の常勤の管理栄養士は必要ではないか。
- 管理栄養士の「配置」に対する加算と、栄養マネジメントという「働き」に対

- する加算を二重に評価するというのは問題。管理栄養士は常勤でなくてもよい。
- 経口摂取への移行ということは重要なことであるが、労力のかかることであり、それなりの体制を整えることが必要ではないか。

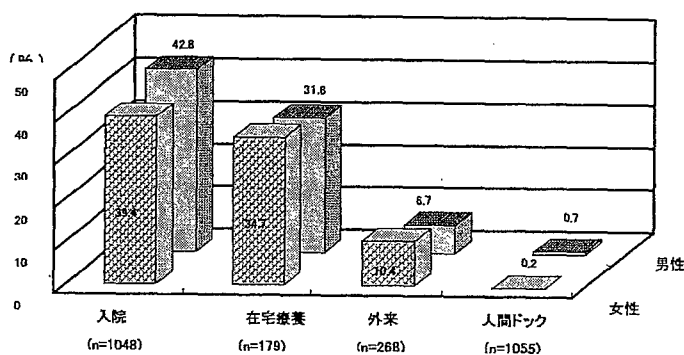
### <参考資料3> 高齢者の栄養管理の状況等

#### ○ 高齢者施設における低栄養の状況について

##### ・低栄養状態の定義

人が生命を維持し生活活動を営むには、生存するのに重要なたんぱく質と活動するためのエネルギーの補給が生産にわたって行われなければならないが、このたんぱく質とエネルギーの欠乏した状態がたんぱく質・エネルギー低栄養状態である。

##### ・高齢者の低栄養状態の現状



#### ○ 栄養リスク指標の把握状況

#### ○ 介護療養型医療施設 全国 205 施設 655 褥瘡症例における後ろ向き調査結果 (1998 年)

	測定していない症例の割合
入所時体重	43 %
定期的体重測定	13 %
身長	54 %
血清アルブミン値	49 %

※ 厚生省 長寿科学総合研究事業—褥瘡治療・看護・介護・介護機器の総合評価ならびに褥瘡予防に関する研究 1998.

#### ○ 介護保険施設における栄養管理業務の実施率 (%)

項目	介護療養型医療施設 <sup>1)</sup> (160施設)	介護老人保健施設 <sup>2)</sup> (123施設)	介護老人福祉施設 <sup>3)</sup> (135施設)
栄養スクリーニング	70.6	72.4	60.7
体重減少率	54.4	54.0	57.7
血清アルブミン値	65.0	27.0	22.9
BMI	44.4	70.0	54.8
喫食率	64.4	60.0	57.0
栄養アセスメント	71.9	73.6	46.0
栄養ケア計画の作成	45.6	36.8	23.7
ケアカンファレンスへの参加	73.1	36.9	79.2
モニタリング	39.4	57.0	19.2
退院計画と栄養食事指導	1.9	—	0.0

1) 日本療養病床協会栄養・食事サービス研究会(2005年2月)

2) 神奈川県介護老人保健施設協議会栄養部会調査(2004年)

3) 神奈川県高齢者福祉協議会管理栄養士研修会調査(2005年6月)

### Ⅲ. 利用者負担について

#### <主な論点>

(1) 低所得者対策として、「補足給付」の仕組みのほかに、きめ細かな対応を講じるべきではないか。

#### 1. 基本的な考え方

○ 国会審議等を踏まえ、低所得者に対する「補足給付」のほか、以下のような対応を講じることが考えられる。

##### ①第4段階以上の世帯に関する特例

利用者負担第4段階（市町村民税課税層）であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額 80 万円以下であり、預貯金等の資産が 450 万円以下となるなど一定の場合には、第3段階とみなして補足給付を適用する。

##### ②高額介護サービス費の見直し

利用者負担第2段階については、高額介護サービス費の上限を月額 15,000 円に引下げ（従来は 24,6000 円/月）。この措置は、施設、在宅サービスいずれも平成 17 年 10 月から施行する。

##### ③社会福祉法人減免の運用改善

利用者負担第3段階のうち、所得の低い層についても社会福祉法人による利用者負担の軽減措置の対象となるよう、収入要件を 150 万円に引き上げるなど、よりきめ細かい対応が図れるように運用を改善する。

##### ④旧措置入所者への対応

介護保険法施行前に入所していた者（旧措置入所者）については、平成 17 年 10 月からの居住費・食費に関する見直し後も、措置時代の費用徴収額を上回らないように負担を軽減する。

##### ⑤境界層該当者への対応

介護保険制度における保険料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費の自己負担上限額について、より低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該低い額を適用する。

##### ⑥税制改正に伴う対応

平成 17 年度税制改正（高齢者の非課税措置の廃止）については、介護保険の保険料、利用料について平成 18 年度から次の経過措置を検討する。

- ・保険料：段階的な引き上げが可能となるようにする。
- ・利用料：利用者負担段階が 2 段階上昇→1 段階の上昇に止める。

利用者負担段階が 1 段階上昇→社会福祉法人減免により対応。

(参考) 参・附帯決議

「介護保険三施設等における食費及び居住費を保険給付外とするに当たっては利用者の負担が過重なものにならないような負担上限額を設定し、低所得者への配慮と激変緩和に努めること。併せて、社会福祉法人による利用者負担減免制度の運用改善等のきめ細かな低所得者対策を講じること。この場合において、社会福祉法人に過重な負担とならないように適正な措置を検討すること。」

## 2. 審議会における主な意見

- 低所得者や高齢者夫婦2人のケースなどは、介護施設に入所しづらくなるのではないかと不安に思っている人は多い。
- 今回の見直しでは、相当手厚い低所得者が講じられている。そうしたことが十分広報されていない。実施までの間に適切な広報活動をすべきである。

### <参考資料4> 利用者負担の変化

- ・ 低所得者については、負担上限額を設定。介護保険制度に新たに補足給付（＝特定入所者介護サービス費）を創設。

#### (多床室の例)

- ① 第1段階（生活保護世帯等）：現行と同じ  
2.5万円/月 → 2.5万円/月
- ② 第2段階（年金80万円以下等）：現行より負担軽減  
4.0万円/月 → 3.7万円/月
- ③ 第3段階（年金266万円以下等）：負担上昇を抑制  
4.0万円/月 → 5.5万円/月

#### (個室・ユニットの例)

- ① 第1段階（生活保護世帯等）：現行と同じ  
4.5万円～5.5万円/月 → 5.0万円/月
- ② 第2段階（年金80万円以下等）：現行より負担軽減  
7～8万円/月 → 5.2万円/月
- ③ 第3段階（年金266万円以下等）：負担上昇を抑制  
7～8万円/月 → 9.5万円/月

(参考) 特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[ 現 行 ] ⇒ [ 見 直 し 後 ]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	}
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6	8.1 (12.8)	2.9 (2.6)	(利用者と施設の契約により設定) (参考) 標準的なケース 1.0 (6.0)      4.2		

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、

(1) 利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、

(2) 利用者負担段階が1段階上昇する者については、社会福祉法人による減免措置を適用し、

その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護老人保健施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[ 現 行 ] ⇒ [ 見 直 し 後 ]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	利用者負担の上限を設定
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.9	3.3	-	2.6	8.3 (13.0)	3.1 (2.8)	1.0 (6.0)	4.2	利用者負担の上限を設定

(参考) 標準的なケース

(利用者との施設との契約により設定)

注1) 表中の( )内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護療養型医療施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[ 現 行 ] ⇒ [ 見 直 し 後 ]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	利用者負担の上限を設定
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	6.3	3.7	-	2.6	8.9 (13.9)	3.7 (3.7)	1.0 (6.0)	4.2	(利用者と施設の契約により設定)

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。



**特 養**

**現 行**

[保険料第1段階] = 生活保護受給者等

	負担合計	1割負担	居住費	食費
ユニット 個室	4.5 ~5.5	1.5	2.0 ~3.0	1.0
多床室	2.5	1.5	-	1.0

※従来型個室は、多床室と同じ

[保険料第2段階]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
ユニット 個室	7.0 ~8.0	2.5	3.0 ~4.0	1.5
多床室	4.0	2.5	-	1.5

※従来型個室は、多床室と同じ

[保険料第3段階~]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
ユニット 個室	9.7~ 10.7	3.1	4.0 ~5.0	2.6
多床室	5.6	3.0	-	2.6

※従来型個室は、多床室と同じ

**改 正 後**

[保険料第1段階] = 生活保護受給者等

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	5.0	1.5	2.5	1.0
準個室	4.0	1.5	1.5	1.0
従来個室	3.5	1.5	1.0	1.0
多床室	2.5	1.5	0.0	1.0

[保険料新第2段階]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	5.2	1.5	2.5	1.2
準個室	4.2	1.5	1.5	1.2
従来個室	4.0	1.5	1.3	1.2
多床室	3.7	1.5	1.0	1.2

[保険料新第3段階]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	9.5	2.5	5.0	2.0
準個室	8.5	2.5	4.0	2.0
従来個室	7.0	2.5	2.5	2.0
多床室	5.5	2.5	1.0	2.0

[保険料新第4段階~]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	12.8	2.6	6.0	4.2
準個室	11.8	2.6	5.0	4.2
従来個室	10.4	2.7	3.5	4.2
多床室	8.1	2.9	1.0	4.2

老 健

現 行

改 正 後

[保険料第1段階] = 生活保護受給者等

負担合計	1割負担	居住費	食費
2.5	1.5	-	1.0

[保険料第1段階] = 生活保護受給者等

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	5.0	1.5	2.5	1.0
準個室	4.0	1.5	1.5	1.0
従来個室	4.0	1.5	1.5	1.0
多床室	2.5	1.5	0.0	1.0

[保険料第2段階]

負担合計	1割負担	居住費	食費
4.0	2.5	-	1.5

[保険料新第2段階]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	5.2	1.5	2.5	1.2
準個室	4.2	1.5	1.5	1.2
従来個室	4.2	1.5	1.5	1.2
多床室	3.7	1.5	1.0	1.2

[保険料新第3段階]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	9.5	2.5	5.0	2.0
準個室	8.5	2.5	4.0	2.0
従来個室	8.0	2.5	4.0	2.0
多床室	5.5	2.5	1.0	2.0

[保険料新第4段階~]

負担合計	1割負担	居住費	食費
5.9	3.3	-	2.6

[保険料第3段階~]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	13.0	2.8	6.0	4.2
準個室	12.0	2.8	5.0	4.2
従来個室	12.0	2.8	5.0	4.2
多床室	8.3	3.1	1.0	4.2

※この他、保険外で特別な室料を徴収している

介護療養

現 行

改正後

[保険料第1段階] = 生活保護受給者等

負担合計	1割負担	居住費	食費
2.5	1.5	-	1.0

[保険料第1段階] = 生活保護受給者等

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	5.0	1.5	2.5	1.0
準個室	4.0	1.5	1.5	1.0
従来個室	4.0	1.5	1.5	1.0
多床室	2.5	1.5	0.0	1.0

[保険料第2段階]

負担合計	1割負担	居住費	食費
4.0	2.5	-	1.5

[保険料新第2段階]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	5.2	1.5	2.5	1.2
準個室	4.2	1.5	1.5	1.2
従来個室	4.2	1.5	1.5	1.2
多床室	3.7	1.5	1.0	1.2

[保険料新第3段階]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	9.5	2.5	5.0	2.0
準個室	8.5	2.5	4.0	2.0
従来個室	8.5	2.5	4.0	2.0
多床室	5.5	2.5	1.0	2.0

[保険料第3段階~]

負担合計	1割負担	居住費	食費
6.3	3.7	-	2.6

[保険料新第4段階~]

	負担合計	1割負担	居住費	食費
個室	13.9	3.7	6.0	4.2
準個室	12.9	3.7	5.0	4.2
従来個室	12.9	3.7	5.0	4.2
多床室	8.9	3.7	1.0	4.2

※この他、保険外で特別な室料を徴収している場合がある。

## <主な論点>

(2) 利用者負担に関する「ガイドライン」を策定する場合に、どのような点に配慮すべきか。

### 1. 基本的な考え方

- 利用者負担に関する「ガイドライン」は、適正な手続きの下での利用者と施設との間の合意を確保する観点から策定するものであり、盛り込むべき事項としては、以下のものが考えられる。

#### 1. 適正手続きの確保

- ・利用者又はその家族に対する書面による事前の説明
- ・利用者の書面による同意
- ・居住費、食費の具体的内容、金額の設定・変更等に関する運営規程への記載及び施設内等への掲示等

#### 2. 利用者が支払う居住費、食費の範囲

##### ① 居住費

ア. 利用者が支払う居住費の範囲は、居住環境の違い（個室、準個室、多床室）に応じて、以下を基本とし、具体的には施設と利用者との契約により定める。

- ・ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室：室料＋光熱水費相当
- ・多床室：光熱水費相当

イ. 水準設定に当たっての勘案事項は次のとおりとする。

- ・当該施設における建設費用（修繕・維持費用等を含む（※））、光熱水費等の平均的な水準 ※公的助成の有無についても勘案すること。
- ・近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準 等

##### ② 食費

・利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用相当を基本とし、具体的には施設と利用者の契約により定める。

#### 3. 特別な室料等との関係

・これまで、保険給付の対象とされてきた居住費、食費を保険外負担とすることに伴い、特別な室料や特別な食費の支払いについては、現行の要件を満たすことに加え、さらに、一般の居住費、食費に対する「追加的費用」であることを明確化した上で求めるものとする。

※追加的費用の例

特別な室料：利用者の特別な希望に基づく居住環境（占有面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性等）

特別な食費：利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等

## 2. 審議会における主な意見

- 居住費や食費は基本的に保険外となるのであるから、具体的な額の設定はあくまでも利用者と施設との契約によるということを周知する必要がある。
- 居住費、食費のガイドラインだけでなく、日常生活費など他の保険外負担についても、手続き等についての基準を徹底すべきではないか。
- ガイドラインを作ることも重要であるが、今回の制度改正で法律に盛り込まれた情報公表制度の対象として、利用者がインターネット等で比較可能な形としていくことも重要である。
- 契約が原則ということであるが、認知症の利用者については、成年後見や権利擁護事業の活用を図ることが重要ではないか。

### <主な論点>

- (3) 施設給付の見直しは本年10月施行となっており、実施までの期間が短い。現場に混乱が生じないように、十分な対応が必要ではないか。

### <基本的な考え方>

- 今回の改正の趣旨については、厚生労働省としても保険者とともに、現場における利用者への周知や円滑な実施のための支援（パンフレットの作成など）を行っていくこととしている。その際、制度の通り一遍の説明ではなく、利用者一人一人にわかりやすい言葉で丁寧に説明することに留意したい。